

相模原市蓄電器等購入助成金交付事業 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東日本大震災の影響による電力供給不足に伴い、市の区域内の事業所に、次条に規定する蓄電器、発電機、電力計測監視装置、空調機器及び照明設備(以下「蓄電器等」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内において蓄電器等購入助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 蓄電器 夜間電力等を利用して電気を蓄えるものであって、電池容量3キロワット時以上で出力電圧交流100ボルト以上の装置をいう。
- (2) 発電機 常用、非常用を問わず、定格出力2キロボルトアンペア以上の電力を発生する装置又は事業所の屋根等への設置に適した太陽電池のうち配電線と逆潮流が可能な状態で連系し、かつ、当該太陽電池の最大出力(対象となるシステムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力(日本工業規格その他相模原商工会議所会頭(以下「会議所会頭」と言う)が認める規格に定める太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。))の合計値をいう。)が2キロワット以上の太陽光発電システムをいう。
- (3) 電力計測監視装置 現に使用している電力を計測し、監視し、設定された最大需用電力を超えると予測すると、アラーム等で知らせ、負荷設備に制御をかけ一定の電力を超えないようにする等の機能をもつ据置型の装置をいう。
- (4) 空調機器 温度・湿度等を適切な状態に調節できる設備であって、既存の設備を置換え又は改修等することにより、定格消費電力を2キロワット以上削減する設備をいう。
- (5) 照明設備 光源を用いて、事務所や工場内部を明るくする設備であって、既存の設備を置換え又は改修等することにより、定格消費電力を2キロワット以上削減する設備をいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる事業者は、相模原市内に事業所を有し、相模原市が課税する法人市民税又は市民税を完納している者であって、次の各号のい

れかに掲げるものとする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者(社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人及び宗教法人が運営するもの並びに病院を除く。)
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に規定する中小企業団体(火災共済協同組合、信用協同組合及び信用協同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。)

(助成事業)

第4条 助成の対象となる事業(以下「助成事業」という。)は、蓄電器等の設置をする事業をいう。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成事業に要する経費のうち次に掲げる経費の合計のうち、蓄電器及び発電機にあつては当該経費が10万円以上のもの、電力計測監視装置にあつては5万円以上のもの、空調機器及び照明設備にあつては当該経費が50万円以上のものとする。ただし、国、県その他相模原市以外の公共団体等から当該事業に補助金等が交付される場合は、これらの経費から当該補助金等の額を控除する。

- (1) 蓄電器等の機器本体の取得に要する経費
- (2) 蓄電器等の機器の運転に必要な関連部材の取得に要する経費
- (3) 蓄電器等の設置工事に係る経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工事に係る費用で会議所会頭が必要と認めるもの

2 助成対象経費は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び同法第29条の規定により算出した消費税並びに地方税法第72条の82及び同法第72条の83の規定により算出した地方消費税の額に相当する額を含むものとする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者は、助成事業の着手前に、蓄電器等助成金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次項に定める書類を添えて会議所会頭に提出するものとする。

2 交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 法人登記事項証明書又はその写し(申請をしようとする者が個人事業主の場合

合は、個人営業証明書)

- (2) 法人市民税又は市民税の直近の納期についての納税を確認できる書類
- (3) 蓄電器等の設備の概要が分かるパンフレット等
- (4) 見積書等の対象経費が確認できるもの
- (5) 蓄電器等の設備の設置場所を示す案内図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議所会頭が必要と認める書類
(助成金の額)

第7条 助成金の額は、別表に掲げる額とする。

(交付の決定)

第8条 会議所会頭は、第6条の申請があった場合は、速やかに当該申請に係る審査及び調査を行い、助成金を交付するときは助成金交付決定通知書により、交付しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 会議所会頭は、必要があると認めるときは、前項の交付決定に条件を付することができる。

(助成金の交付の条件)

第9条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、交付決定から90日以内に第13条に定める事業完成届を会議所会頭に提出しなければならない。

- 2 同一の者に対する助成金の交付は、一の年度において1回限りとする。

(申請の取下げ)

第10条 助成事業者は、第8条の交付決定通知を受けた場合において、決定内容又は交付の目的を達成するために必要な指示又は条件によりがたいと認めるときは、交付決定を知った日から14日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

(計画変更等の承認)

第11条 助成事業者は、助成事業の内容を変更することとなった場合は、遅滞なく、事業計画変更申請書(第4号様式)を会議所会頭に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 会議所会頭は、前項の申請があった場合において、承認するときは事業計画変更承認書により、承認しないときはその旨を当該変更を申請した者に交付するものとする。

3 前項の場合において、第5条に規定する助成対象経費が増額となるときにおいても、既に交付の決定がされた助成金の額は、変更しない。

(設置期限)

第12条 助成事業者は、交付決定から60日以内に助成事業を完了するものとする。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ会議所会頭の承認を受けた場合は、助成事業者と会議所会頭が協議の上、期日を定め実施することができる。

(完成届)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、完了した日から30日以内に、事業完成届(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて会議所会頭に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ会議所会頭の承認を受けた場合は、助成事業者と会議所会頭が協議の上、期日を定め提出することができる。

(1) 助成対象経費の支払いを証する書類の写し

(2) 蓄電器等の設置状態を示す写真

(3) 前2号に掲げるもののほか、会議所会頭が必要と認める書類

(助成金の請求)

第14条 助成金は、助成事業者が助成事業を完了した後において交付するものとする。

2 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて会議所会頭に提出しなければならない。

(1) 助成金交付決定通知書の写し

(2) 第11条の規定による承認を受けた場合にあっては、事業計画変更承認書の写し

(稼働状況等の報告)

第15条 会議所会頭は、助成事業者に対し、対象事業の完了後、当該対象設備の状況等に関する次の事項について報告を求めることができる。

(1) 対象設備の稼働状況

(2) 前号に掲げるもののほか、会議所会頭が必要と認める事項

(財産の処分の制限)

第16条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、管理台帳を作成するとともに、助成事業

の完了後においても善良な管理者の注意をもって適切に管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等について事業完了後に法定耐用年数の期間内に処分し、又は譲渡しようとする場合は、あらかじめ会議所会頭の承認を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、会議所会頭は、交付決定を取り消すことができる。
- 4 前項の規定により交付決定が取り消されたときは、当該取消しに係る部分について既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

別表(第6条関係)

1 蓄電器及び発電機の助成金の額

対象経費の合計額	助成金額
100,000円以上 500,000円未満	50,000円
500,000円以上	100,000円

2 電力計測監視装置の助成金の額

対象経費	助成金額
50,000円以上 150,000円未満	25,000円
150,000円以上 300,000円未満	75,000円
300,000円以上	100,000円

3 空調機器及び照明設備の助成金の額

対象経費の合計額	助成金額
500,000円以上 1,000,000円未満	50,000円
1,000,000円以上	100,000円